

公益社団法人習志野市シルバー人材センター会員の提案制度に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、センター事業全般について、会員の積極的な提案を奨励し、これの実現を図ることにより、会員の事業運営への意欲を高め、もってサービスの向上と事務改善に資することを目的とする。

(提案の範囲)

第2条 提案は、提案者の創意及び研究による具体的かつ建設的なもので、実現可能であり、次の各号のいずれかに該当するものでなくてはならない。

- (1) サービスの向上
- (2) 事務効率の向上（時間・手続き）
- (3) 経費・コストの削減
- (4) 就業場所の活性化
- (5) イメージアップの向上
- (6) その他全般において効果が期待できるもの

(提案として取り扱わない事項)

第3条 提案内容が次の各号のいずれかに該当するものは、提案として取り扱わない。

- (1) 会員の人事配置、配分金に関するもの
- (2) 単なる希望の表明、苦情、欠点の指摘、又は他への中傷を内容とするもの
- (3) その他この提案制度の趣旨になじまないと認められるもの

(提案の時期)

第4条 提案は、随時行うことができる。

(提案の方法)

第5条 提案をしようとする者（以下「提案者」という。）は、提案書に必要事項を記入し参考資料とともに事務局長へ提出するものとする。

(提案の審査)

第6条 提案の審査は、理事会にて行う。

- 2 審査は、原則として提案者の氏名を秘して行う。
- 3 審査は、別表1に定める基準に従い厳正公正に行い、提案の中から別表第2に定める基準により特別賞及び優秀賞を決定するものとする。
- 4 審査に必要があるときは、提案者等の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(褒賞)

第7条 会長は、理事会の報告に基づき提案者を褒賞する。

(提案結果の通知及び公表等)

第8条 審査結果は、提案者全員に対し通知する。

- 2 提案のうち前条の賞に該当するものについては、提案内容等について公表する。

(権利の帰属)

第9条 賞を受けた提案に関するすべての権利は、公益社団法人習志野市シルバー人材センターに帰属

する。

(提案の実施)

第10条 会長は、賞を受けた提案内容の実現に努めるものとする。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

別表第1

審査基準表

1. サービスの向上効果	優	良	可
2. 業務改善効果	優	良	可
3. コスト削減効果	優	良	可
4. 就業環境の改善	優	良	可
5. イメージアップ	優	良	可
6. 実現性	優	良	可
7. 独創性	優	良	可

別表第2

褒賞基準表

特別賞	提出された提案のうち、特に顕著な功績が認められるもの(優4、良2以上)
優秀賞	提出された提案のうち、優秀と認められるもの(良以上が4以上)

提 案 書

提 出 日 年 月 日

氏 名

会 員 番 号

就 業 先

提案内容(具体的に)